札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項及び札幌市都市公園条例（昭和３２年条例第３号）第２９条第１項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と北のふるさとＮグループ（以下「乙」という。）において令和６年３月６日付けで締結した丘珠空港緑地、美香保公園及び伏古公園に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第１８条第４項及び第３７条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第１条　札幌市都市公園条例の一部改正により、使用料の額が変更となった趣旨を踏まえ、原協定書第１８条第４項の規定に基づき、甲が乙に支払う令和７年度の管理費用を「８９５，２２２円」減額させることとし、改定協定を行った原協定書第１８条第１項中「金５０８，５００，０００円」を「金５０７，６０４，７７８円」に改める。なお、令和８年度以降の管理費用については、令和７年度の利用料金収入の額を踏まえ、別途協議を行うこととする。

第２条　改定協定を行った原協定書第１８条第２項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
１回目	７月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
２回目	１０月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
３回目	１月	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円	30,510,000円
４回目	４月	10,170,000円	9,274,778円	10,170,000円	10,170,000円	10,170,000円
合　計	－	101,700,000円	100,804,778円	101,700,000円	101,700,000円	101,700,000円

第３条　原協定書第１８条に、次の１項を加える。

７　令和７年度につき、乙の利用料金収入の額と管理費用の合計額が次の表に示す当該年度の管理に必要な経費の総額を下回ったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第１項及び第２項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回る額を当該管理費用の補填として支払うものとする。

年度	令和７年度
管理に必要な経費の総額	112,571,000円
補填上限額	895,222円

第４条　この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和 7 年 3 月 13 日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市北区篠路３条７丁目５番１４号
北のふるさとＮグループ
代表者　マルミプラス株式会社
代表取締役　刈　田　　晋